

別表

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設観覧料減免基準一覧表

	減免対象者	減免要件
1	条例第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を施設の受付で提示した場合
2	条例第 12 条第 2 項第 1 号に該当する者の介護のために現に同伴する者（その者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。）	身体障害者手帳を施設の受付で提示し、条例で規定されている障害の区分に応じた障害の級別であることの確認を受けた場合（※）
3	条例第 12 条第 2 項第 2 号に該当する者の介護のために現に同伴する者（その者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。）	重度であることの表示として「A」と記載された療育手帳を施設の受付で提示した場合
4	条例第 12 条第 2 項第 3 号に該当する者の介護のために現に同伴する者（その者が 2 人以上いるときは、1 人に限る。）	障害等級が 1 級である者として記載された精神障害者保健福祉手帳を施設の受付で提示した場合
5	教育旅行等の行事の下見で観覧する教職員、旅行業の従業者等	教育旅行等の行事の下見の目的で下見をする場合であって、減免申請書を提出し、減免基準に該当するものとして確認を受けた場合
6	学校教育で観覧する学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び専修学校を含む）の児童生徒等の引率者	学校教育で観覧する児童生徒等の引率であることを施設の受付で確認できる場合
7	県又は指定管理者が主催する行事等の招待者及び出演者	県又は指定管理者からの招待状等を施設の受付で提示した場合
8	行政及び公益上の観覧者（行政視察、施設運営等に意見、助言を述べる学識経験者等）	減免申請書を提出し、減免基準に該当するものとして確認を受けた場合又は減免基準に該当する旨の県の証明書を施設の受付で提示した場合
9	業務として観覧者を引率し、又は教育旅行等の行事の下見で観覧する下見者に同行する添乗員、バス等の運転士、ガイド等	業務として観覧者を引率し、又は教育旅行等の行事の下見で観覧する下見者に同行していることを施設の受付で確認（社員証等の提示）できる場合
10	県若しくは指定管理者が主催する行事の取材又は施設の周知に寄与する撮影等と判断される報道機関の取材及び撮影者	報道機関の社員証等を施設の受付で提示した場合